

令和8年度熊野町ふるさと納税支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、令和8年度熊野町ふるさと納税支援業務について、価格のみによる競争によらず、最適な事業者の選定とするため、ふるさと納税業務における豊富な経験、高い専門知識及び技術力等をもつ事業者の公募による選定に関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度熊野町ふるさと納税支援業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度熊野町ふるさと納税支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

(4) 委託料の提案限度額

寄附金額の6.0%（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の料率を上限とする。

※ 提案には、返礼品代金及びその発送に係る経費、ふるさと納税ポータルサイト利用料（検索連動型広告の広告費を含む）、クレジットカード等決済手数料、オンラインワンストップ申請受付サービス利用料（自治体マイページ（株式会社Workthy））は含まないこと。なお、返礼品代金及びその発送に係る経費は、別途実費相当額を受注者に支払うこととする。

3 委託者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 プロポーザル審査委員会の設置

契約候補者の選定は、令和8年度熊野町ふるさと納税支援業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項のいずれかに該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者が含まれている者

- (2) 本町の令和7年度・8年度の物品・役務の提供等について入札参加資格の認定を受けていること。ただし、公告の日において申請又は認定されていない者であっても、企画提案書の提出期限までに入札参加資格の認定を受けることにより、この要件を満たしているものとして取り扱う。
- (3) 公告から契約締結日までの期間において、町で指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 広島県内に本社、支社、営業所その他の事業所を有する者又は、広島県内に事業所はないが、町の求めに応じて速やかに業務管理責任者又は業務担当者を町に来訪させることができる者であること。
- (5) 過去5年間に、国・地方公共団体が発注した本業務と同種又は類似の業務を受託し、履行した実績があること。

6 書類提出及び問い合わせ先

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
 熊野町総務部政策企画課
 電話：082-820-5634
 F A X：082-854-8009
 E-mail：kikaku@town.kumano.lg.jp

7 スケジュール

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) 実施要項等の公表（公告日） | 令和8年4月28日（火） |
| (2) 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和8年5月15日（金）正午まで |
| (3) プロポーザル参加資格確認申請受付期限 | 令和8年5月15日（金）午後5時まで |
| (4) プロポーザル参加資格確認結果通知 | 令和8年5月19日（火）まで随時通知 |
| (5) 質問に対する回答 | 令和8年5月19日（火）まで随時回答 |
| (6) 企画提案書等受付期限 | 令和8年5月21日（木）午後5時まで |
| (7) ヒアリング・審査委員会 | 令和8年5月26日（火）※予定 |
| (8) 審査結果の通知・公表 | 令和8年5月28日（木）※予定 |
| (9) 契約 | 令和8年6月上旬 ※予定 |

8 公募型プロポーザル実施要項等の閲覧及び入手方法

- (1) 閲覧期間
令和8年4月28日（火）から令和8年5月21日（木）午後5時まで
- (2) 閲覧場所
「6 書類提出及び問い合わせ先」に同じ
なお、熊野町ホームページにも掲載する。
- (3) 入手方法
熊野町ホームページからダウンロードすること。

9 公募型プロポーザル参加資格の確認

参加者は、次の参加資格確認申請に伴う必要書類を提出期限までに持参または郵送により提出し、

公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合すると確認された者に限り、本プロポーザルに参加することができる。

(1) 必要書類

①公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

②企業・団体の概要（様式2）

※以下③～⑤は「5 参加資格」の（2）の本町の令和7年度・8年度の物品・役務の提供等について入札参加資格の認定を受けていない者のみ提出を必要とする。

③熊野町税の滞納がない証明書（熊野町税が課税されていない場合は、本社・本店の所在地において納付すべき市町村税に滞納がない旨を証するもの）又はその写し（証明日が申請日から3か月以内のものに限る。）

④国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号様式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し（証明日が申請日から3か月以内のものに限る。）

⑤登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し（個人の場合は、身分証明書又はその写し）（証明日が申請日から3か月以内のものに限る。）

(2) 提出期限

令和8年5月15日（金） 午後5時（必着）

(3) 提出場所

「6 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

(4) 提出方法

持参の場合は平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は書留郵便とし、提出期限内に**必着**とし、発送後であっても未着の場合は期間内の提出がなかったものとする。封筒に「参加資格確認申請書在中」と朱書きして提出すること。

(5) 確認結果の通知

公募型プロポーザル参加資格確認申請書に記載の電子メールアドレスへ、令和8年5月18日（月）までに電子メールで通知する。

なお、原本については、別途郵送等により送付する。

10 公募型プロポーザル参加の取下げ

参加資格確認申請書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、取下げ願い書（様式3）を提出するものとする。

なお、参加資格確認申請書提出期限から契約締結までの間に、参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、当該様式を提出するものとする。

11 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年5月15日（金） 正午まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式4）により、「6 書類提出及び問い合わせ先」へ記載のメールアドレス宛てに電子メールで提出すること。

なお、件名は「令和8年度熊野町ふるさと納税支援業務に関する質問書」とし、送信後に電話で到達の有無を確認すること。

(3) 質問書に対する回答

- ① 最終回答日 令和8年5月19日(火) 午後5時
- ② 質問に対する回答は、随時、質問者には質問書に記載された連絡先へ電子メールにより回答し、公募型プロポーザル参加資格確認を受けた者には公募型プロポーザル参加資格確認申請書へ記載された連絡先へ電子メールにより通知する。
- ③ 電話や口頭での質問は受け付けない。

12 提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル提案申請書(様式5) 1部
- ② 令和8年度熊野町ふるさと納税支援業務に係る提案書 10部
- ③ 同種業務等実績報告書(様式6) 10部
- ④ 業務実施体制表(様式7) 10部
- ⑤ 見積書(様式8)及び積算書(任意様式) 10部

※契約額は原則として見積額によるものとするが、契約候補者の選定後に当該契約候補者との協議による業務内容(仕様書)の変更、業務量の増減等に伴い、改めて見積書の提出を依頼する。

(2) 提出期限

令和8年5月21日(木) 午後5時まで(必着)

(3) 提出場所

「6 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

(4) 提出方法

持参の場合は平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は書留郵便とし、提出期限内に**必着**とし、発送後であっても未着の場合は期間内の提出がなかったものとする。封筒に「提案書在中」と朱書きして提出すること。

(5) 提案書の作成要領

- ① 提案書の様式は、A4判縦長横書き、片面カラー印刷、左綴じ、文字は見やすいフォント(大きさは11~12ポイント程度)、表紙を除き20頁以内とし、表紙に「令和8年度熊野町ふるさと納税支援業務に係る提案書」と明記すること。

なお、提案者名は1部にのみ記入し、9部については無記名とし、事業者名又はこれを推測可能な記述はしないこと。事業者名を表記する場合は、「当社」等とすること(ヒアリングにおいても同様とする。)

- ② 提案書と「13 ヒアリング・審査委員会の実施」に用いる資料は、原則、同一のものとする
- ③ 提案書は、ページ下部中央にページ番号を付し、簡易ファイル等にファイリングすること。
- ④ 提案書には、次の事項を盛り込むこと。

ア 「仕様書」中、「5 業務の内容」の(1)~(9)について、項目ごとにどのように効果的・効率的に実行できるか具体的に提案すること。

- イ 企画内容は、事業者が自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的であること。
- ウ 「仕様書」以上の業務項目・内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易に分かるように記載すること。
- エ 本事業期間及び長期（3年程度）にどの程度寄附額を増額できるかの想定や実現戦略を簡潔に述べること。
- オ 事業者の主な業務経歴、担当者の経歴その他業務体制等を示すこと。
- カ 全体のスケジュールを示すこと。

(6) 見積書の作成要領

見積条件を基に見積書を提出すること。

13 ヒアリング・審査委員会の実施

(1) 日時・場所

令和8年5月26日（火）予定

なお、時間、場所等の詳細については参加者に別途通知する。

(2) 実施要領

- ① ヒアリングの実施順は提案書の受付順とする。
- ② ヒアリングは、1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分）とする。
- ③ 出席者は責任者を含む3名以内とする。
- ④ 説明は全て提出済みの提案書に基づき行うこと。追加資料の提出及び機材（プロジェクター等）の使用はできない。
- ⑤ ヒアリングは非公開とする。
- ⑥ 結果の通知は後日行うため、ヒアリング終了後に退庁してよいものとする。

14 契約候補者の選定等

(1) 選定方法

企画提案書及び企画提案書に係るヒアリングの内容を基に、審査委員会において、評価基準に従って審査し、各委員の評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。

(2) 評価基準

別紙「令和8年度熊野町ふるさと納税支援業務に係るプロポーザル評価基準」のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、ヒアリングを受けた参加者全員に各参加者自身の結果を電子メール及び書面により通知し、契約候補者として選定した者については町ホームページにおいて公表する。（令和8年5月28日（木）予定）

15 契約

(1) 契約の締結

審査委員会の結果、最も優秀な参加者として選定した契約候補者と、提出された提案書を基に協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を改めて徴し、随意契約により契約を締結する。ただし、契約候補者と協議が整わない場合は、次点者と協議を行うものとする。（令和8年6月上旬 予定）

(2) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金を免除される場合がある。詳細については、別紙「契約保証金の取扱いについて」を参照のこと。また、免除申請を予定している場合は、契約候補者選定後速やかに提出できるように提出書類を事前に準備しておくこと。

16 その他留意事項

- (1) 本業務に係る手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合の提案書は、無効とする。
- (3) 見積書の見積額（税込）が提案限度額を超えている場合は失格とする。
- (4) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 町が必要とする追加書類等の提出を求める場合がある。
- (7) 別紙「仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容について契約書にその内容を添付し、履行検査に当たっては、その内容を満たしていることを確認する。